

判決年月日	平成28年8月10日	担当部	知的財産高等裁判所 第4部
事件番号	平成28年(行ケ)10053号		
○ 原告の有する登録商標につき，日本国内において周知な商標と類似の商標を不正の目的をもって使用をするものとして，商標法4条1項19号に該当すると判断した事例			

(関連条文) 商標法4条1項19号

(関連する権利番号等) 登録第5704606号

判 決 要 旨

原告は、本件商標（「UMB」の文字から成る商標）の登録を受けたが、登録異議において、商標法4条1項19号に当たるとして登録を取り消す旨の決定を受けた。本件は、上記取消決定の取消訴訟である。

本判決は、本件商標と類似する引用商標（「UMB」の文字から成る商標）は、異議申立人の業務を表すものとして周知であり、原告は、異議申立人に無断で本件商標を登録出願し、商標登録を受けた後、異議申立人の開催するラップミュージックのフリースタイル大会（U l t i m a t e M C B a t t l e）とは別に、原告代表者が審査員として参加する同様の大会を開催して「UMB」のロゴ及び文字を使用したのであるから、引用商標がいまだ商標登録されていないことを奇貨として、それに化体された業務上の信用と顧客吸引力にただ乗りし、不正の利益を得る目的を有し、また、異議申立人に、DVDの売上減少等の損害を加える目的を有していたと認められるから、原告は、不正の目的をもって引用商標と類似する本件商標を使用したものであり、本件商標の登録が商標法4条1項19号に該当すると判断して、原告の請求を棄却した。